

意見書案第 1 号

インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める
意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年3月17日提出

提出者	宿毛市議会議員	山 戸	寛
賛成者	宿毛市議会議員	今 城	隆
〃	〃	山 上 庄	一
〃	〃	岡 崎 利	久
〃	〃	松 浦 英	夫
〃	〃	寺 田 公	一

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

説明 口頭

インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める
意見書

インターネット上では過激なヘイトスピーチや、いわゆる同和地区の所在地や居住者の姓等を示す情報、また個人の名誉やプライバシーを侵害する情報が掲載されるなど、様々な人権侵害事象が発生している。

インターネットは、その特性として、匿名性が高いことから、内容が過激なものとなる傾向がある上に、一度掲載されると世界中に情報が瞬時に拡散し、完全に削除させるといった権利回復は極めて困難となっている。

一方で、インターネット上の人権侵害情報による人権侵害事件については、現在、強制力のある書き込み削除についての明文化された根拠がないため、国は要領等に基づいて、プロバイダ等に、人権侵害情

報を削除するよう要請するにとどまり、削除するか否かについてはプロバイダ等の任意に委ねられている。

なお、プロバイダ等がインターネット上の人権侵害情報を削除するについては、『特定電気通信役務提供者の損害賠償の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）』によって、他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があるときには、プロバイダ等が情報の送信を防止する措置（人権侵害情報の削除等）を講じても、情報発信者に対する損害賠償責任が免除される旨、規定されている。

しかしながら、他人の権利が侵害されているかどうかをプロバイダ等が判断することは困難であり、結果として削除されず、悪質な人権侵害情報がインターネット上に残されているのが現状である。

また、例えば、人権侵害情報を海外のサーバー等を利用して直接日本国内に向けて発信している者については、対応することが極めて困難である。

インターネットは、誰もが自分の意見を自由に表明でき、多くの人々とのコミュニケーションを図ることができる場である。しかしながら、その書き込みによって他人の人権が侵害されることを放置することは許されず、人権侵害情報が迅速に削除される法的な仕組みづくりが必要である。

よって、国においては、インターネット上で発生している人権侵害を解消するため、実効性のある法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
法務大臣 殿
内閣官房長官 殿